二　船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	［略］	［略］	［略］
	［略］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品	七五グラム
	［略］	［略］	［略］
三　船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	［略］	［略］	［略］
	［略］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品	七五グラム
	［略］	［略］	［略］
四　航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	［略］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品	七五グラム
	［略］	［略］	［略］
五　前各号に掲げる者以外の者	［略］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品	二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・一九号に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量）
	［略］	［略］	［略］

二　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
三　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
五　［同上］	［同上］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の二〇〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量）
	［同上］	［同上］	［同上］